

# 意見書

国立大学法人徳島大学職員給与規則に関する意見は下記のとおりです。

## 記

感染症患者対応手当の増額（現行4,000円から5,000円）に賛成します。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症患者対応（防護服の着用又は同等の感染対策を要する感染患者の受入、診察、看護、検査等の業務に従事）にあたる職員の業務負担（感染防止の高い精神的緊張・防護服着用の身体的負担）に対する処遇改善とのこと。医療業務に従事されている方々は、非常な緊張感を持った中で日々、感染リスクを伴う医療業務を行っており、もったもな対応だと思います。

ただし、支給の対象が、防護服かそれと同等の装具を着用したうえで、患者と直接対応した者に限られております。防護服等を着用しないままに患者と対応することの方が危険が大きいと考えられますので、防護服等着用を支給条件とすることに合理性があるとは考えられません。

さらに、検査の結果、感染していなかった場合には支給対象とはならないとのことですが、結果として感染していたかどうかということと、感染疑い患者に対応することの「感染防止の高い精神的緊張・防護服着用の身体的負担」とは関係がありませんから、この条件も不合理です。

上記二点について改善されることを希望します。

2022年2月15日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 教授

氏 名 山口 裕之

印